

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労働関係法](#) | [使用者の定義](#)
[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[社会保障](#)
[労使トラブル法律相談Q&A](#)
[労働関係法](#)
[経営全般](#)
[人間関係とコミュニケーション](#)
[ライフプラン](#)
[男女共同参画](#)
[公務員関係法](#)
[日朝の歴史](#)
[7つの習慣](#)
[中東の歴史](#)
[ボランティア活動](#)
[環境活動](#)
[社会貢献活動](#)
[自己啓発](#)
[生涯学習](#)
[外交・防衛問題](#)
[資本論](#)

### 使用者の定義

#### 使用者の定義

労働基準法で使用者とは「事業主又は事業の経営担当その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう(労働基準法第10条)」と規定しています。

社長、副社長、部長、課長などの役職名にとられることなく、各事業所における人事、給与、労務管理等の労働に関する業務について権限を与えられている者を「使用者」といいます。

具体的には、①事業主、②事業の経営担当者、③その他事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をするすべての者です。

従って「使用者」とされるか否かは、具体的事案ごとその実質的責任がどの程度あるかによって、相対的に判断されます。

##### ① 事業主

その事業の経営主体のことをいい、個人事業にあつては「事業主である個人」、会社その他法人にあつては「法人」そのものを指します。

##### ② 事業の経営担当者

事業の経営一般について権限を持ち責任を負う者をいい、法人企業の取締役や理事、支配人などがこれに当たります。

また、個人事業主が未成年の場合、法定代理人等も事業の経営担当者と思なされます。

##### ③ 使用者・事業主・事業者

労働基準法は、義務および禁止の対象者を「使用者」としていますが、最低賃金法や労働組合法も同様です。一方、雇用機会均等法、育児・介護休業法等多くの労働法は「事業主」を義務、禁止の対象としています。労働安全衛生法では、義務主体を「事業者」としています。「事業者」とは、法人企業であれば、法人そのものであり代表者ではありません。個人事業であれば、事業主個人を指しますが、労働基準法上の義務主体である「使用者」と異なり、事業経営の帰属主体そのものを義務主体として捉え、安全衛生法上の責任を明確にしたものです。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

### Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.